

はじめてのでんさい ～契約編～

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電（でん）子記録債権（さいけん）」が由来）

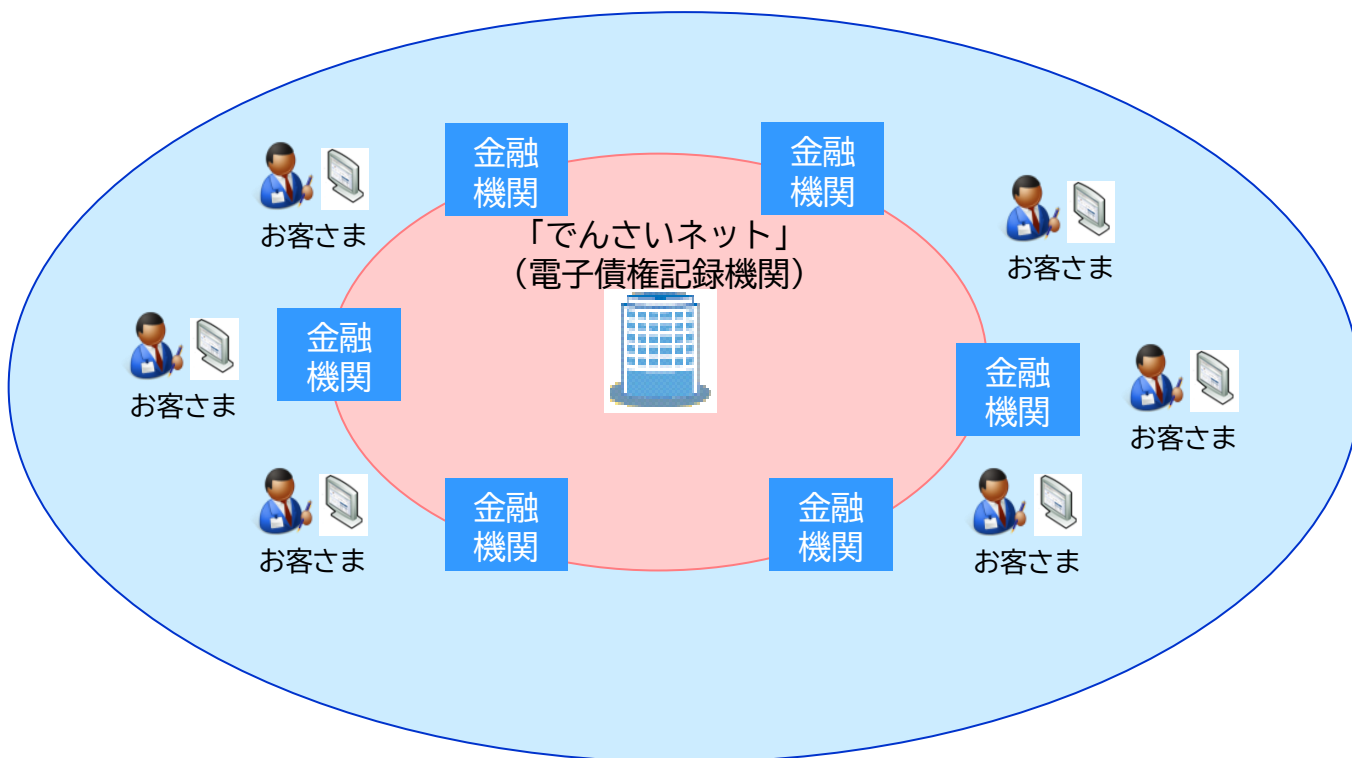
1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

企業概要

商号	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）
株主構成	一般社団法人全国銀行協会100%出資
開業日	2013年2月18日
参加金融機関数	494金融機関（2024年5月1日現在）
事業内容	全国銀行協会が設立する電子債権記録機関として電子記録債権を記録・流通させる社会インフラを全国的規模で提供する

でんさいとは

現行のでんさいのイメージ



- でんさいネットが取り扱う電子記録債権※
をでんさいといいます。

※商品売買等により生じた金額を指定日に支払うことを約束する金銭債権。

- でんさいは、事業者さまが取引金融機関を通じて、でんさいの記録を請求いただき、でんさいネットの記録原簿（システム）に記録されることで効力が発生します。
- でんさいを利用するには取引金融機関への利用申込みが必要です。



POINT

複数金融機関ででんさいを利用されたい場合は、金融機関ごとに利用申込みが必要。

でんさいとは（でんさいの特長）

でんさい3つの特長

1. 手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、**現行の手形と同様の利用方法を採用**
- 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備

2. 取引金融機関を通じてサービスを利用

- 取引金融機関のインターネットバンキング（I B）・窓口で利用可能
- 既存口座から決済資金の引落・入金が可能（別口座での管理不要）

3. 全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行・信用金庫・信用組合等で利用が可能
- 相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし

1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

でんさい4つのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負担軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負担を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能[※]
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。

手形とでんさいのコスト比較

【支払企業】

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関ごとに設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	手形郵送料:564円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに23円	-(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料)

【受取企業】

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関ごとに設定されている (無料~数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	領収書郵送料:434円(簡易書留)	-(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料)

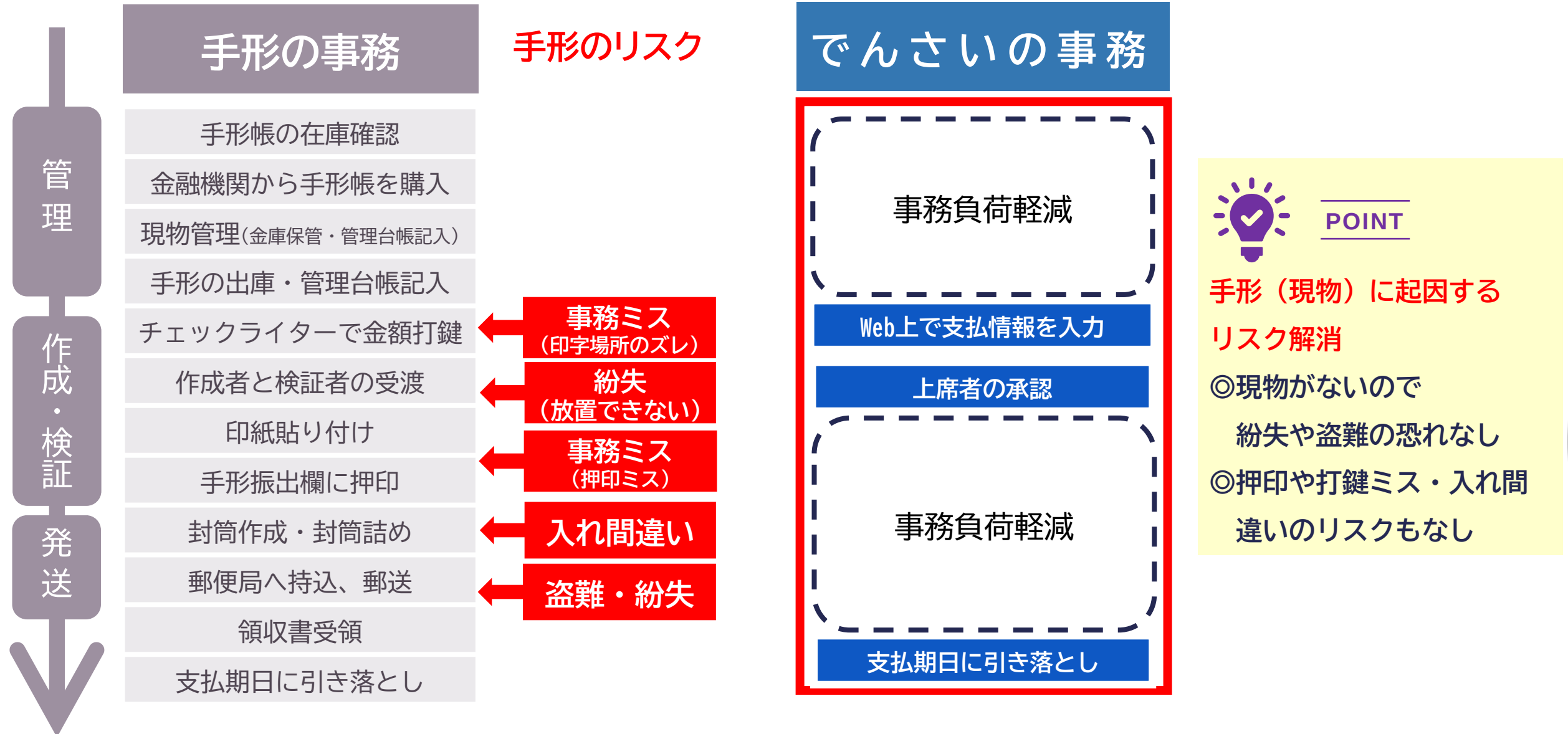
※各種手数料は金融機関ごとに異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。



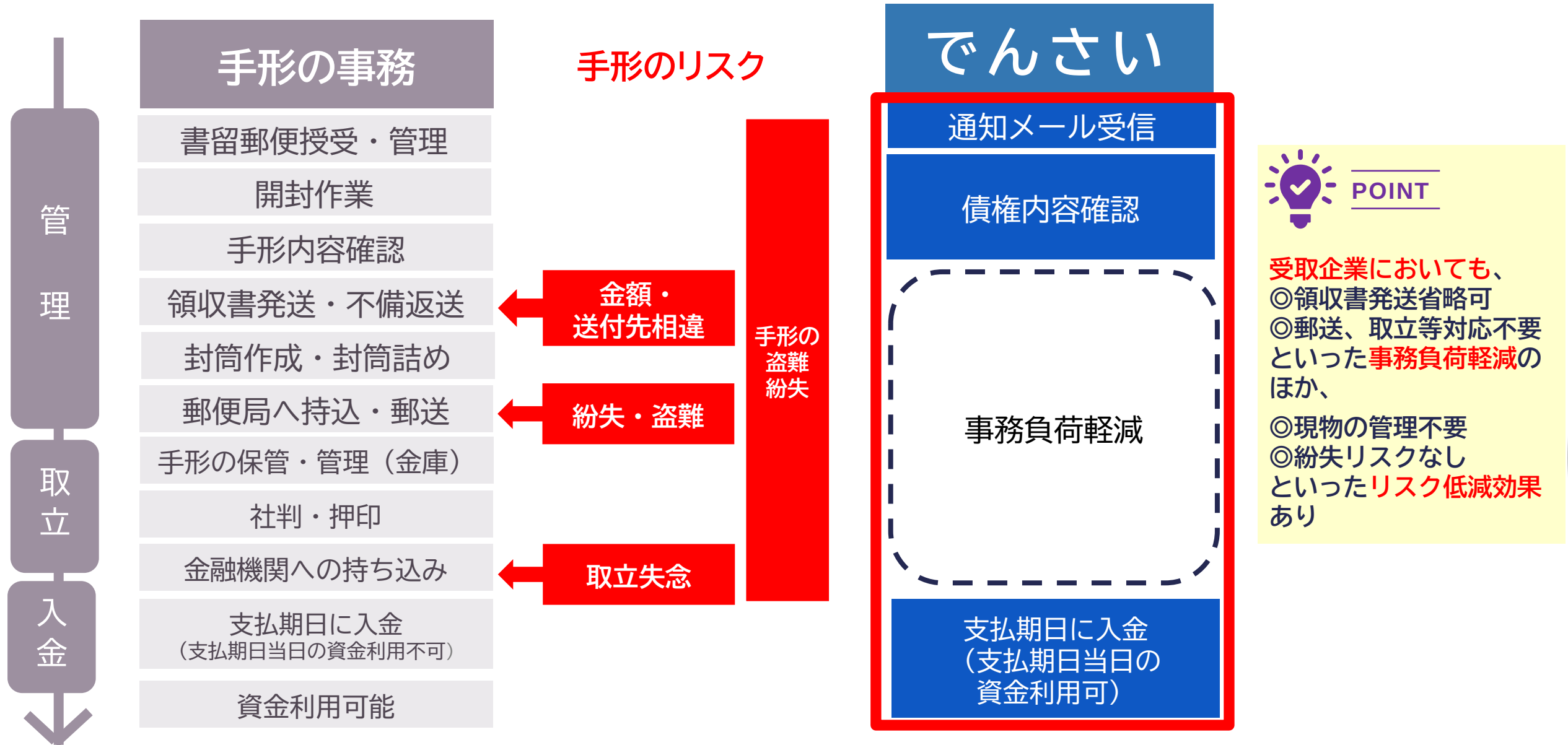
POINT

Web画面を通じて支払を確認できるため、当事者間の合意により領収書を不要とすることができます。
また、領収書を発行する場合も、でんさいで受領したことを記入すれば非課税になります。

支払企業の事務等



受取企業の事務等



でんさいの安全対策

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐欺等が生じた場合、記録された取引内容から相手先や流通経路の追跡が可能。
運用面	・でんさいを発生(振出)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・でんさいの発生(振出)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※お客様におけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。



POINT

でんさいネットは、2013年の開業以来、**不正取引やシステムが停止するといった事象は発生していません。**

2 メリット(④資金繰り円滑化)

資金繰り円滑化

- **支払期日当日に入金が完了**し、入金時点から資金利用が可能。
- 手形と同様に支払期日前に譲渡・割引ができ、担保として活用することも可能。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。
- **受取企業は必要な資金の分だけ分割**して利用することが可能（支払企業は手形の分割振出が不要）。
（でんさいの分割譲渡（例））

（例）資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡（割引）するケース



【お客様】

【でんさい情報(親債権)】

・記録番号:001.....
・債権金額:7,000,000円
⇒4,000,000円
・支払期日:20XX年10月31日
・債務者情報:X社
・債権者情報:A社(お客様)

取引金融機関への分割・譲渡により、
債権金額が700万円から400万円に



新たに記録番号が採番され、300万円の債権として取引金融機関に
譲渡され資金化(割引)⇒残り400万円は支払期日に資金化

【でんさい情報(子債権)】

・記録番号:002.....
・債権金額:3,000,000円
・支払期日:20XX年10月31日
・債務者情報:X社
・債権者情報:取引金融機関
・保証人情報:A社(お客様)

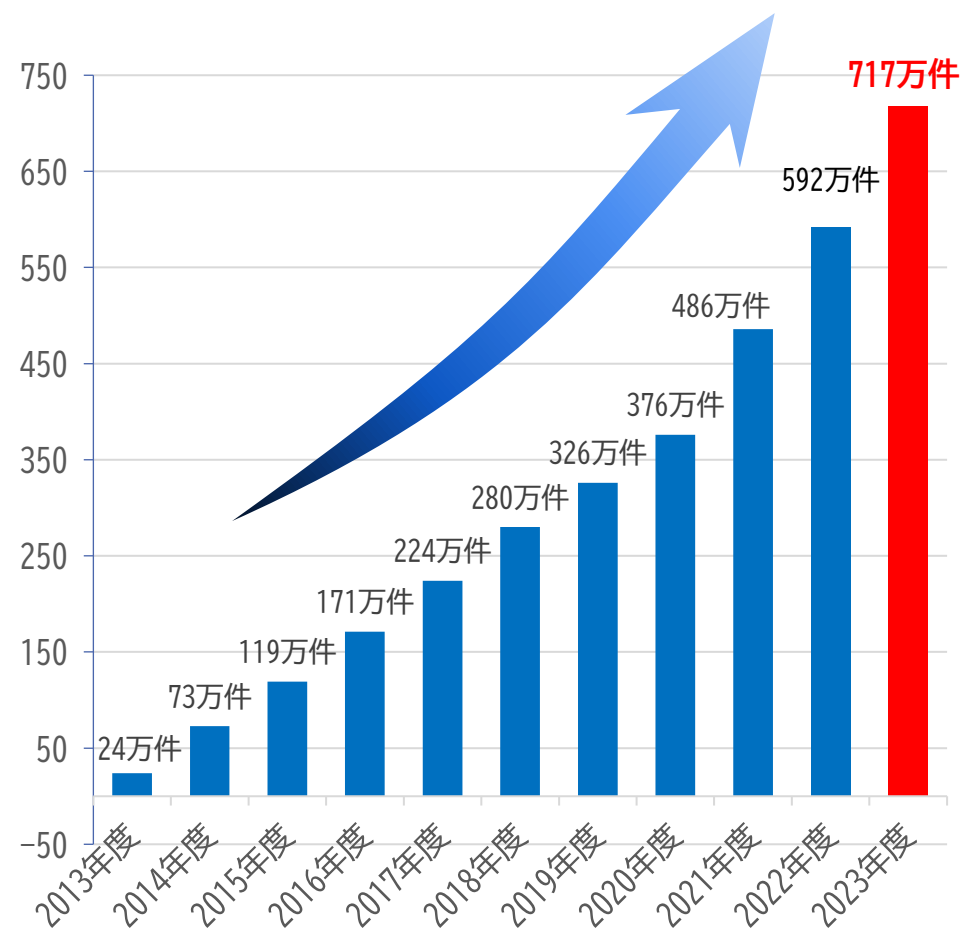


【取引金融機関】

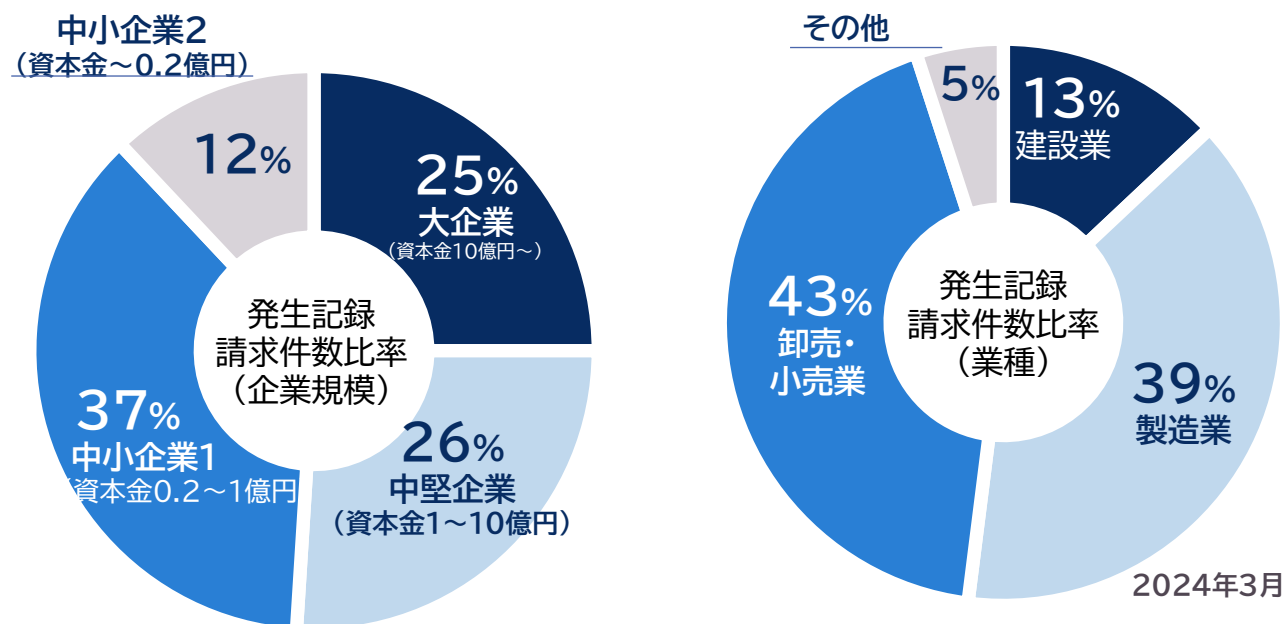
1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

普及状況(企業規模・業種別)

でんさいの発生記録請求件数の推移



企業規模・業種別の比率



POINT

でんさいの**利用登録社数**も**49万社数**を越え、
右肩上がりに推移

1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

1

2

3

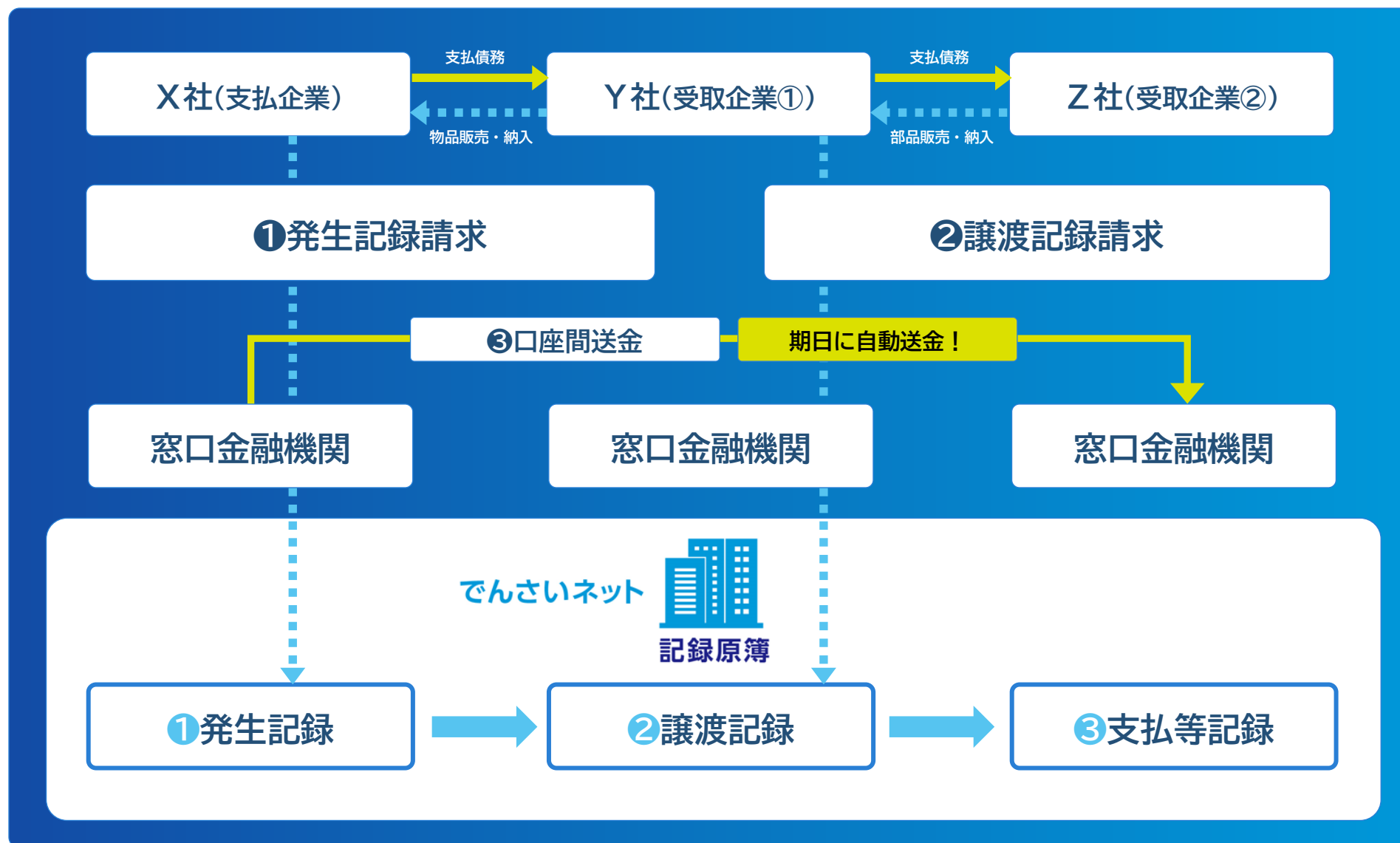
4

5

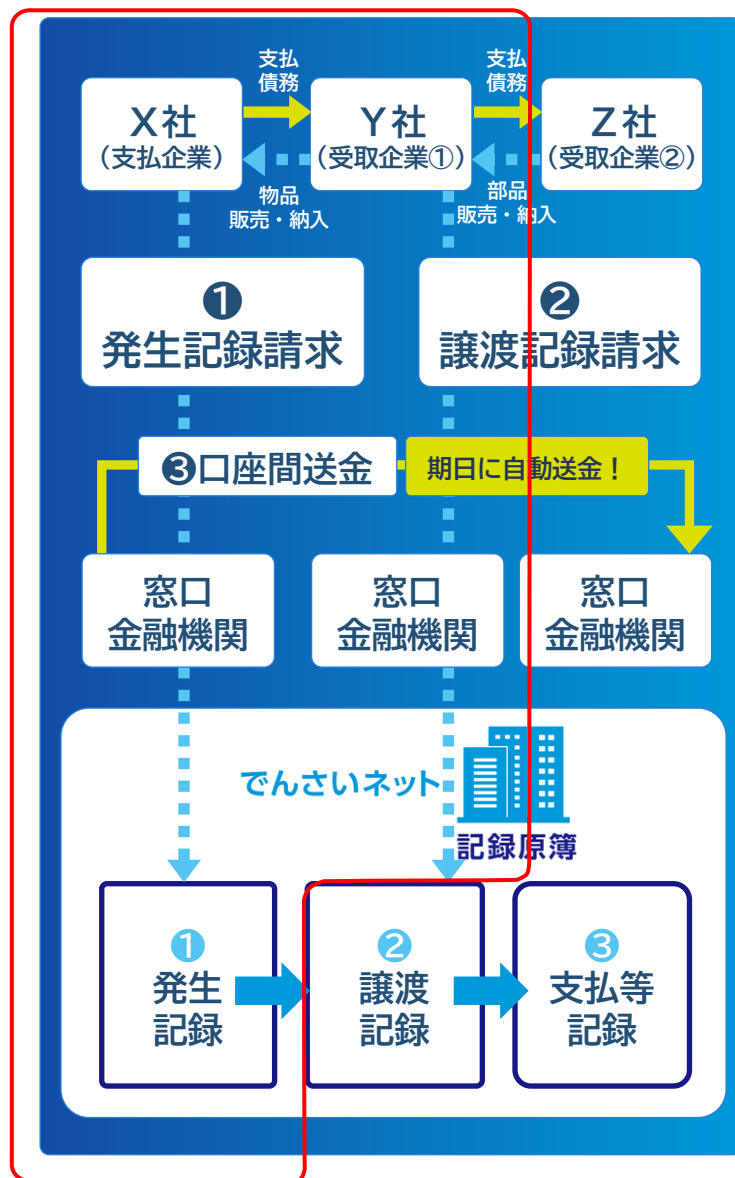
6

7

でんさいの取引イメージ



取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



(債務者請求方式)

支払企業/X社 (債務者)

インターネットバンキング (IB) 等を利用して、
支払情報(債権金額・支払期日等)を入力(請求)。
事務負担を平準化するため、発生記録日(振出日)の
1か月前から予約請求が可能(予約期間中は取消可能)。

受取企業①/Y社 (債権者)

発生記録の結果通知(電子メール)を受け、
IB等を利用してでんさいの内容(債権金額・
支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

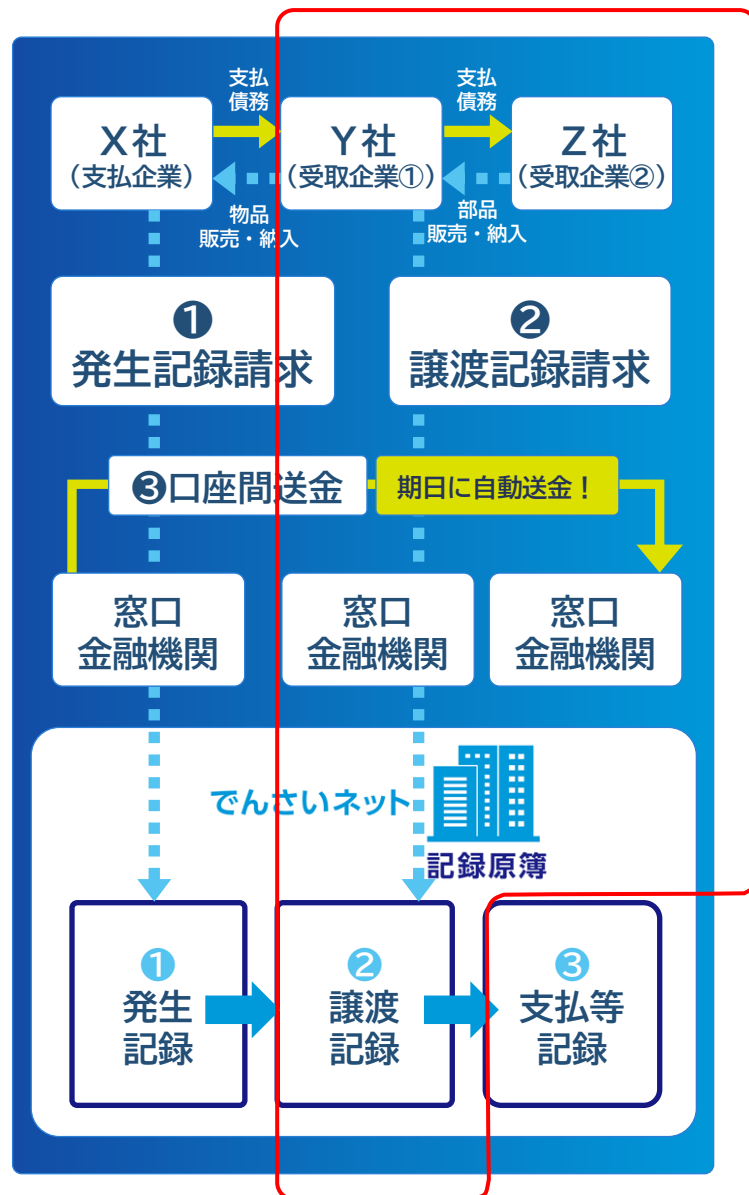
手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1円以上100億円未満(日本円のみ)
振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の3銀行営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報



POINT

でんさいには、納入企業(債権者)が発生記録請求を行い、
支払企業(債務者)の承諾を得る「債権者請求方式」もあります。

取引方法(②譲渡記録請求(手形の裏書譲渡に相当))



受取企業①/ Y社 (譲渡人)

IB等を利用して、譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

必要な金額を分割して譲渡することが可能

譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

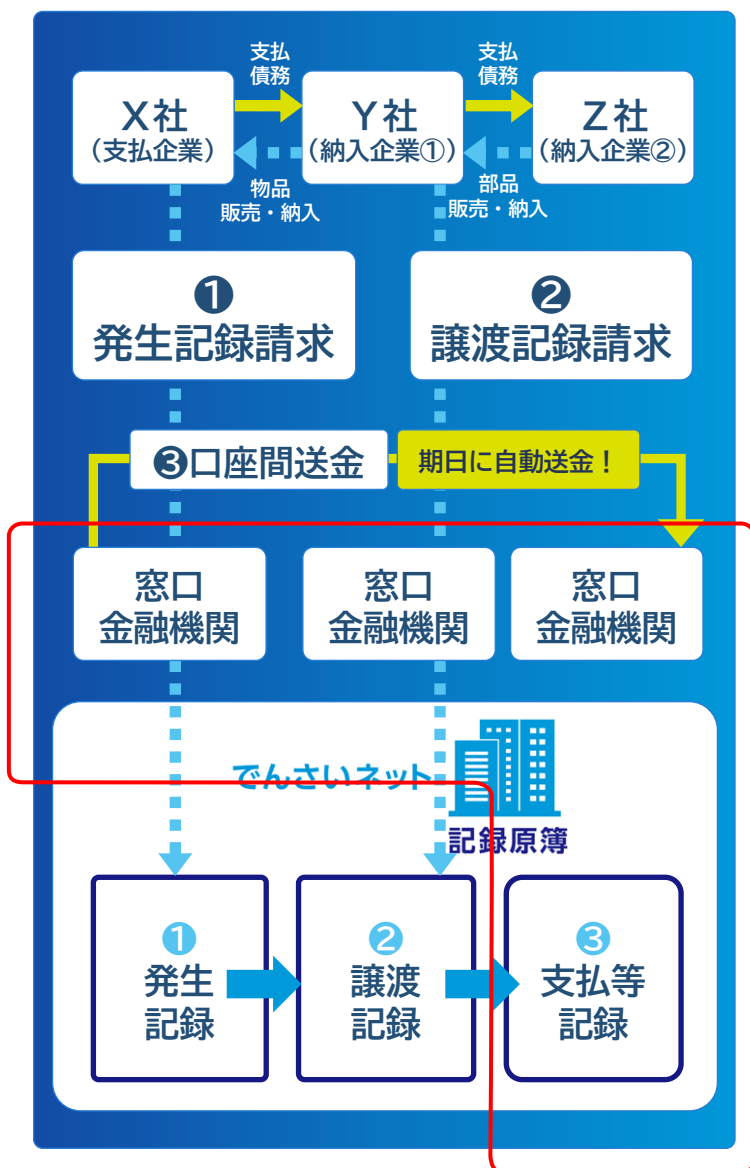
受取企業②/ Z社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、IB等を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
裏書日	譲渡記録日	支払期日の3銀行営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間送金(手形取立に相当))



支払企業/ X社 (債務者)

支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

受取企業②/ Z社 (債権者/譲受人)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

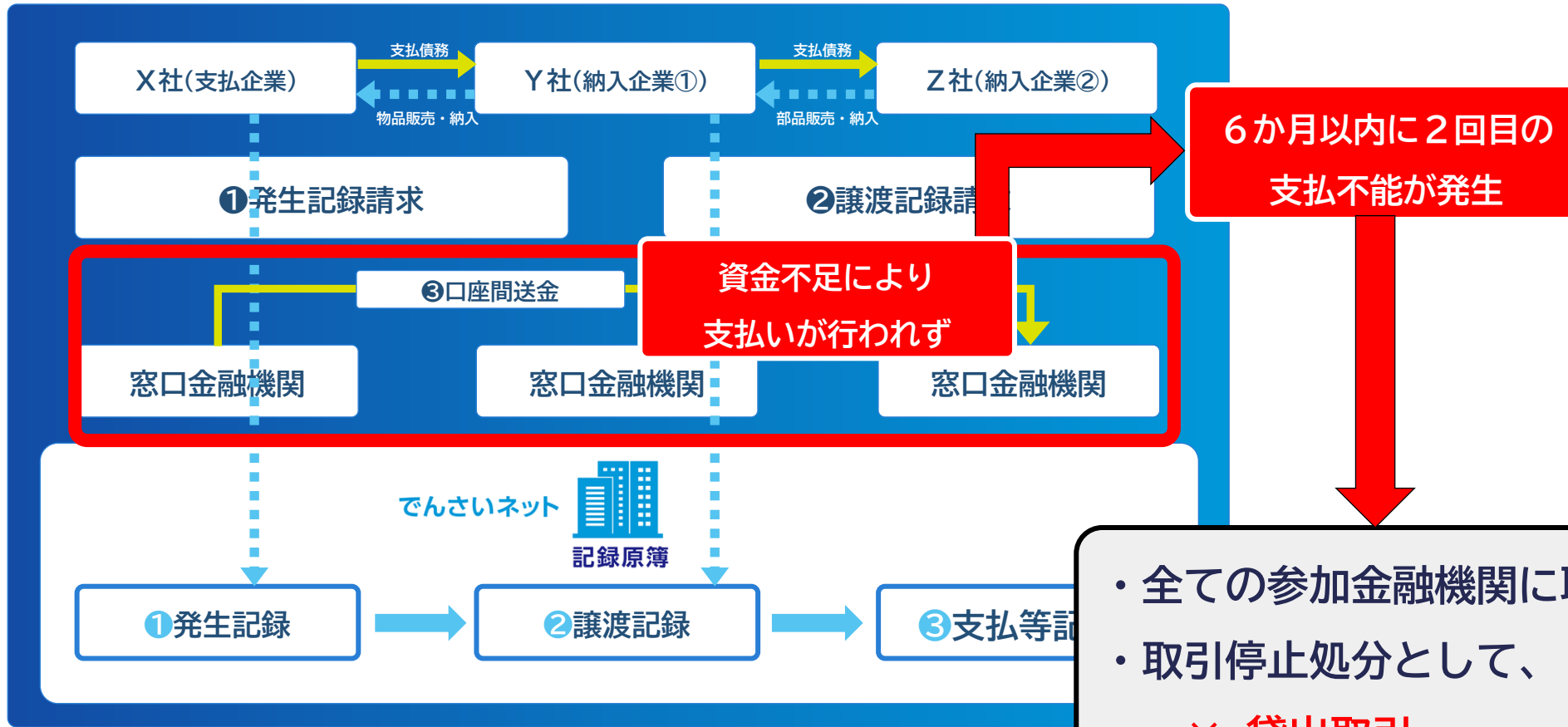
支払期日当日に予め登録した決済口座に資金が自動的に入金

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

支払不能処分制度



- ・全ての参加金融機関に取引停止処分を通知。
- ・取引停止処分として、
 - × 貸出取引
 - × でんさいの債務者としての利用
 が2年間停止されます。

※支払不能が生じた旨は、支払期日の3銀行営業日後に通知されます。

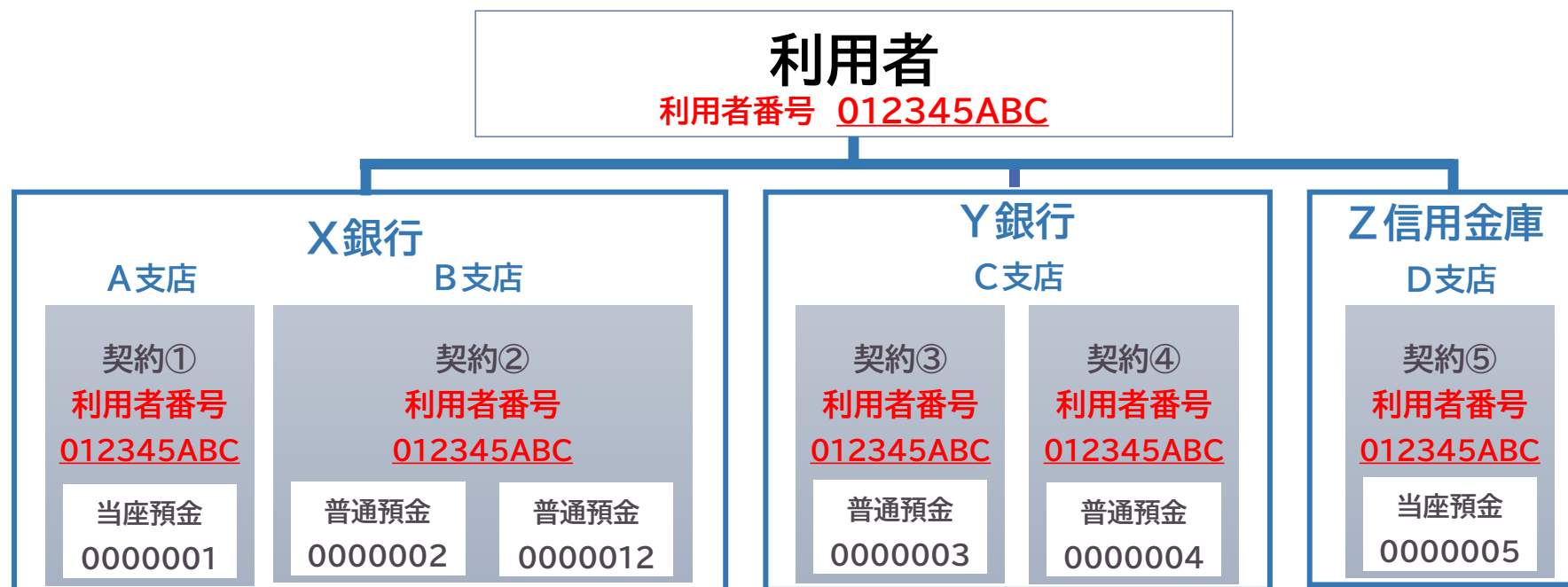
(支払期日に口座間送金決済が行われなかった時点(支払不能通知前)で、支払履行遅滞となります。)

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取引金融機関に届け出ないと、支払不能となります。

1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

利用者番号

(利用者番号の取扱いイメージ)



※契約可能な形態(1契約に複数口座設定、1支店に複数契約締結等)は、金融機関ごとに異なります。

- 利用者番号は、お客様を特定する9桁の英数字(I(アイ)・O(オー)・Z(ゼット)を除く)で、1つの法人につき1つ付与。複数金融機関ででんさいを利用されたい場合は、金融機関ごとに利用申込みが必要。



POINT

- 複数の金融機関で利用される場合は、同一の利用者番号をお使いください。
- 取引先の取引金融機関と自社の取引金融機関が異なっても、でんさいの取引(振出・譲渡等)は可能です。
- でんさいを受取・譲渡にだけ利用することが可能な「債権者利用限定特約」もあります。

1	でんさいとは
2	メリット
3	普及状況
4	取引方法
5	支払不能処分制度
6	利用者番号
7	よくある質問

■ 利用開始に関する質問

質問	回答
でんさいの利用を開始するための手順を教えてください。	最初に、取引金融機関に利用の申込み をしてください。その後、取引金融機関における一定の審査等を経て、でんさいが利用できるようになります（具体的な必要書類や手続については、取引金融機関にお問い合わせください）。
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要ですか？	複数の金融機関ででんさいを利用されたい場合は、 金融機関ごとに利用契約 を締結する必要があります。 なお、お客さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されますので、複数の金融機関で利用される場合でも、同一の利用者番号をお使いください。



<例えば、これまででんさいをA銀行の口座で受け取っていたが、今後はB銀行の口座で受け取りたい場合>

B銀行ででんさいの利用契約を締結後、取引先には**利用者番号とB銀行の決済口座情報を通知**しましょう。なお、B銀行ででんさいの利用契約を締結される際、A銀行で**取得済の利用者番号をB銀行にお伝え**ください。